

## 「第3期 加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」の見直し（案）

### の意見公募（パブリックコメント）の結果について

「第3期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」の見直し（案）について、次のとおり意見公募（パブリックコメント）を行ったところ、1件のご意見他が寄せられました。

意見及び当該意見に対する市の考え方（回答）については、次のとおりです。

#### 【公募案件の概要】

案件名	「第3期 加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」の見直し（案）
公募期間	平成25年3月14日（木）～平成25年3月27日（水）
供覧資料	「第3期 加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」の見直し（案）
周知方法	市ホームページのほか、障がい福祉課窓口、山中温泉支所、各出張所で供覧
提出方法	メール、郵便、ファクシミリ又は各供覧窓口へ直接提出
回答方法	市ホームページ掲載のほか、郵便にて個別回答

#### 【意見及び市の考え方（回答）】

##### ・見直しに係る意見1件（郵便）

ご意見の概要	市の考え方（回答）
相談支援事業については、障がいのある人にとって重要な役割を担うものである。 そして、その支援については、単に手助けをするといった一方的なものではなく、その人の意向を尊重したものであるべきであり、障がいのある人の生きがい	相談支援事業については、ご意見をいただきましたとおり、障がいのある人の地域における生活を支援するためのケアマネジメント機能を果たす極めて重要な位置付けにあります。 その支援については、障がいのある人の意思を尊重する「当事者主権」の理念に則ったサービス提供ができるような体制づくり

を育むためのケアとなることを望む。	に努めて参ります。
-------------------	-----------

• その他（今回の事案に関係のない意見）の意見1件（郵便）

ご意見の概要	市の考え方（回答）
「居宅介護」と「訪問系サービス」との違いが分からない。	「訪問系サービス」は、法律に規定するサービスの種類ごとにまとめた呼称であり、その中のサービスの一つとして、「居宅介護」があります。